大正四年一四月中

雙魚堂日載

三十四

特別
イ4
1919
282

176557

38- 9078

五、律零本　明法博士有隣亜露　一巻　伯爵 田中光顯氏藏

小野有隣は、有名なる明法博士にして鳥羽崇徳近衛三代に歴仕したり、この律零本巻一は名例律にして群書類従に収めたるものなれど、律の寫本中最も古きものとす、殊に裏表に記入せるもの、中には、律の逸文、律集解の文ありて、古代法律研究上最も參考すべきものなり、

六、妙法蓮華經壽量品　一院宸筆　一巻　男爵 三井八郎次郎氏藏

七、同藥草喩品　右衛門尉貢經筆　一巻　朝吹英二藏

八、同從地涌出品　女御殿女房伯耆筆　一巻　同

九、同隨喜功德品　故入道右府尼姫君筆　一巻　同

二

一〇、同普賢勸發品　太皇太后宮御筆　一巻　朝吹英二藏

一一、同法師品　太皇太后宮女房大夫筆　一巻　益田孝氏藏

一二、同安樂行品　待賢門院女房中納言筆　一巻　同

一三、無量義經　左大辨實親筆　一巻　同

この法華經及び無量義經は世に久能經と稱するもの、一部分にて、駿河國久能寺の舊藏に係る、此外の大部分は今も同寺にありて、國寶に指定せられたり、筆者は鳥羽法皇及び待賢門院美福門院少納言藤原通憲等にて、卷末に記せる筆者の名は別筆なり、美福門院を女御殿と記したること及び其他の官名等によれば、永治元年のものなるべく、同年三月十日上皇御出家により、御逆修五十講を行はせられ、阿彌陀佛像一躰并に法華經金字一部墨字十二部を鳥羽新御堂に安置せられしこと記錄に見えたれば、蓋し其時のものなるべし、こゝに陳

列せるものゝ中、如來壽量品をかゝせ給へる一院は、即ち鳥羽法皇にて、永治元年には三十八歳にならせ給へり、普賢勸發品を親寫せられたる太皇太后宮は、法皇の御准母令子內親王にて、白河天皇の皇女二條大宮と稱し奉りしこと、今鏡に見えて、この時六十四歳にならせ給へり、隨喜功德品筆者故入道右府尼姫君は、右大臣藤原宗忠の女なり、此外藥草喩品の筆者右衞門尉資經、及び法師品の筆者大夫、安樂行品の筆者中納言、從地涌出品の筆者伯耆の事歷は未だ詳ならず、無量義經の筆者左大辨實親は、右大辨平時範の子にしてこの時五十四歳なり、

二三、後鳥羽天皇宸翰　四通　原富太郎氏藏

この宸翰は、後鳥羽天皇の隱岐遷幸中認め給ひしものにかゝる、もと京都上賀茂神官松下氏に傳へたりしものにして、共に史徵墨寶第二編に收められて、世に著名なるものなり、奥書に松下氏久の記あり、氏久は、一說には後鳥羽天皇の官女の姙みたるを、松下氏に賜はりて後生れたるなりと傳ふ、以て此宸翰の由緒の確かなるを知るべし、遠碧軒隨筆には、後水尾天皇曾て之を叡覽あらせられたき旨仰せられしが、門外不出とて、終に上げ申さゞりし由記せり、

二四、後鳥羽天皇宸影　一幅　同

この宸影も賀茂松下氏の舊藏なり、天皇隱岐に遷幸の際、藤原信實に命じて、御肖像を畫かせ給ひ、御生母七條院に參らせ給ひし事、增鏡に見えたり、

三六、足利尊氏願文　一幅　益田孝氏藏

建武三年八月十七日、尊氏自筆を以て願文を草し、之を清水寺に納めて、尊氏に道心を起さしめ後生を助けられんことを乞ひ、自らは遁世して、今生の果報を直義に賜はらんことを祈る、本書即是なり、

一八、金光明經（繪下地）　一卷

此經卷は醍醐三寶院の舊藏にして、赤星氏所藏理趣分奥書に、

後白河法皇□（紀カ）禪尼御繪□（未カ）終功之處崩御、仍□紙寫此經、執筆大納言阿闍梨淸遍、梵字宰相阿闍梨成賢、

建久四年八月日以此經奉□僧正御宿房

深賢

さありて、此經卷の下繪は、紀尊尼の繪なり、紀尊尼は、少納言藤原通憲の妻にして、後白河法皇の御乳母さなり、紀二位と稱す、此繪は法皇御乳母の爲に畫かしめ給ひしものなるが、未だ功を終らずして、法皇崩御あらせられしかば、此經卷を書寫せしものにて、之を僧正宿房に寄せたるものなり、僧正は紀尊尼の子なる醍醐三寶院座主勝賢にて、其宿房は紀尊尼の建立せし清淨光院なりし事、醍醐寺新要錄に見えたり、執筆大納言頼盛の子勝賢の法弟にして、この時二十九歳なり、成賢は櫻町中納言成範の子にして、紀尊尼の孫にあたり、奥書の筆者深賢は、成賢の法弟にして、醍醐地藏院を創立して地藏院法印と稱す、

東京帝室博物館

二八、愛染明王木像 井胎内經一卷　一軀　朝吹英二藏

木像の胎内に、金剛峯樓閣一切瑜祇經一卷を納めたり、その經卷の奥書に依り、木像製作の年代も知るを得べし、奥書に曰く、

建長八年丙辰正月晦日於馬蠻山城相樂郡東小原華藏院書寫了

四七、安國寺惠瓊所持庖丁正宗　一口　子爵　松平忠敬氏藏

四八、安國寺惠瓊所持印子珠數　一連　朝吹英二藏

慶長五年九月、關ヶ原の役後、惠瓊鞍馬の奥に匿れ、轉じて建仁寺塔頭の中に忍べり、德川家康は奥平信昌を京都の所司職とし、關ヶ原の殘徒を搜索せしむ、惠瓊永く身を匿す能はず、二十日乘物に徒士二人を伴ひ、東寺の方に落行きしが、信昌の郎從鳥居庄右衛門信商（强右衛門の子）追及して之を捕ふ、この時惠瓊この庖丁正宗にて抗爭せしも、組伏せられたり、信昌惠瓊を家康の陣に致すと共に、庖丁正宗及び惠瓊所持の印子珠數を献ぜしに、家康其功を賞して併せて之を信昌に授けたり、信昌の夫人は家康の長女にして所謂加納御前なり、其第四子忠明分家して、新に松平家（武藏忍）を立て、庖丁及び珠數を傳襲せり、庖丁正宗とは、形庖丁に似たるよりの名にして、印子珠數とは純良なる金にて作りし珠數の意味にして、其形天主教の珠數に酷似せるは、以て惠瓊と天主教との關係を徵するに足るものならんか、

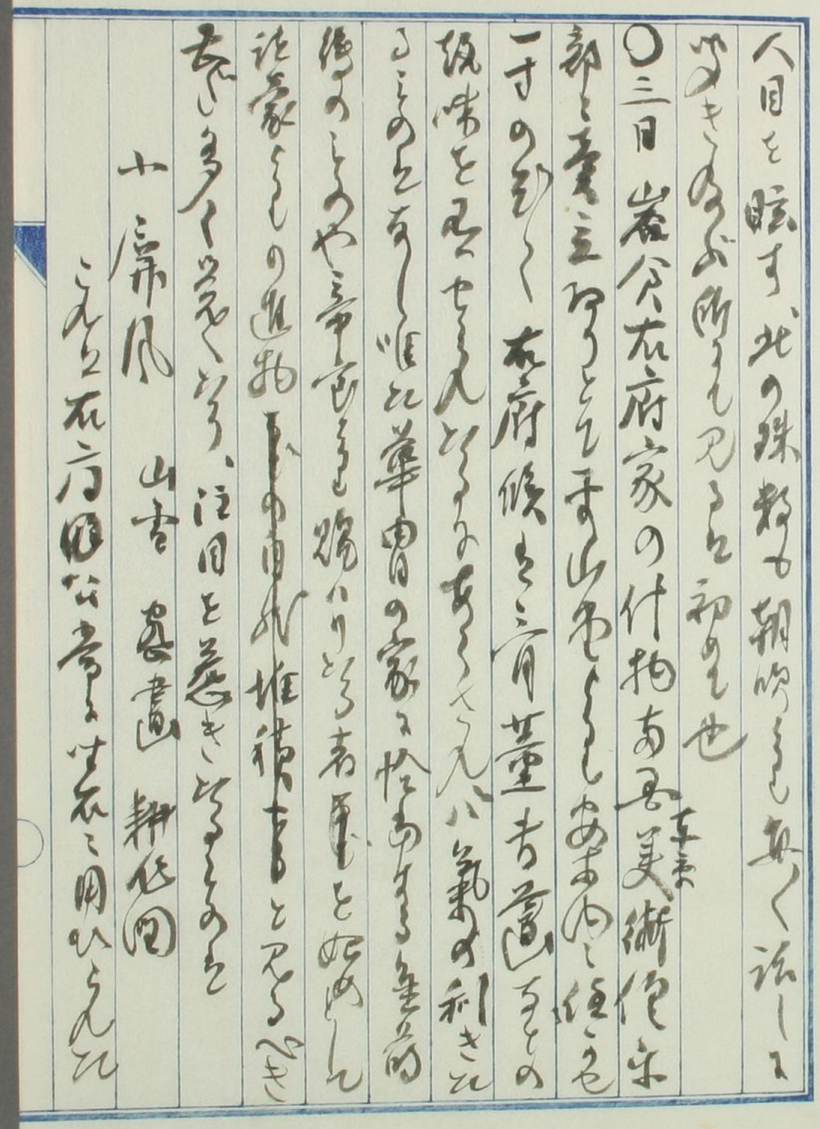

るこのゆゑを教訓の意を含蓄す

一 大久保甲斐絶賞書簡一幅

一 岩倉家歴代の遺墨

ゆゑ具題とは山陽名ある人の書は

ことのくゝ見るのと見受けなり

一 先帝とも賜ハりとる庶幾三幅翁

おもしろき通りにあらさんと来ル

貴きことの也

一 前後大書棚

協内大も價貴きことの也恐ろしくこん

ようん

一 定役を金を入れる洋本美術書こん

は右府洋行の中外国政府とも特懇

の表紙をつけ贈りなるこのと見受け

らる

岩倉家も不幸沈淪の域に蔵り衰んとあらゆる

このと受却せさる事ある米運を得さるを恐

る右家の為の真に悲しまさる一つなり

列帝中余の難しく思へるは唯此林子栄の書

簡一巻ある七八尺も乗んとする也又ハ書云

此美なるなり、右府聖翁に題りて北巡の事ゆ

人とも賜えんなるこのくよりして其内建を絶し

なる折本添くあり、米も滅立派を作りあり

余会持動きこんしは余の此見に落れたよ

とす山巻に托す、偶く五人市都瑣次郎埼ゟ在
り市村ゟ能しきこのと云ふ誠ゟ只之付値を
[illegible]ハ八十円とそふ余ゟ四円位奢義すべ
しと申り辺長市村終ゟ余ゟ[illegible]を引
く、北田拵果しも余ゟ[illegible]
[illegible]ハ[illegible]也ず
因ゟ志ゟ在方の堆一段味ゟ刀剣こゝりし
と覚しく刀剣新し附属品多く出陣さ
んあり自分ゟ北段味ゟければ[illegible]
通し云る

○本年一月に入りてもなし遊蕩のるまに忙いしく者

[illegible]

四谷のある里田大久馬方を
[illegible]
[illegible]
[illegible]
無んとす六忙巾の一軸也今左ゟ今心の名
を摘出す

一 [illegible]
寶珠秀会 銘山濤

一 古傳前
只形秀会

一 人形屋幸左衛門左銘
布[illegible]

一 食器 内部毒沈ぬれ
外部金属蓮華式
大時代のものにあらされども珍物也

一 陶器時代
本地木瓶 牡丹秀会 袋 茶花

一 秀ひら根 三ツ組

大時代
一 木地小机 徳机
古書芸能會すべし 三世瑞の家うんし

以上皆珍とすべきこの黒田方にて古事のこの
ゆんとも價云廉なるも唯以骨董早魁
の折骨をすして獲んとするに新頻の
意を逸るの外なし 價不廉なれども已
なる選擇：秀出して悪機を浪費す
る心を持たば不廉も強ち意とするに足ら
ず

此外他にも獲ならるものにて珍とすべきこのもの
頼山陽 天保三年携 石秀 南沢 首相
額面
古文跡 牡丹秀会
其身 北斗米補化

一古桐馬大秀鳴
金蓑章
徳川氏の家廟に納めたるもの
以上二五　鎌倉産の子孫なるも出づ

布きせ
一中形鹿撞
一氣谷化せ茶
黄茶黄香合
此作は和家此方花什記に称しあり
○帝大山の上に史学の花義を大学史料に
作り学げ給ふ諸家ありその古人書を陳列す物
に如来内を学げ給ふ行き見る南朝文書多
く出陳しあり正成正行其他一門の人々の書類

に通りの物微あることを確に看えたる義貞の
自布は苦しくも極めて稀なるも望きしう果
して花布にあらずとも大学平花の一通に
黄ゆの二字を花押の上に書きたるのあり
元備こうは自布にて見るべきこの、北畠家が
学者系なること野家花卸の物の書の見る
なるなりしもなりしも家原の学花大阪と書
きたるこの二三通見合せ内府の暁なること
元ふまでも有し場内誰れにも面なりし或は
ゆゑ明らかも豊かに寄せたる書状なり内実を
見ることあり日本の内情に就ては実体実
なる事もあり隠分を経したるを着けて

憚らず此書にまぎれ世にあらはれたる史料なりも
と雖本の高本と云ふ家に蔵せしを追つく寺
内の手に物しとるものと云ふ此の書恐らくは
豊公の薨怨に觸れんことを畏れて秘蔵し
ありし為世にあらはれたりしか、之れを蔵しとる高
本と云ふ家の一説に物化人の子孫なりとも云ふ
或は高的此の書を寄代して渡来せしこの様
悼みの甚境に陥れり而も物ありうなく其後
日本に留まりたるにあらざる高的高麗の
一字にて本は日本の一字を組合せて姓とす
なる也との説もありとの兎に角高的明らか日本
に蔵しめなりに成しなりとなるやを語るの虚意

の我輩なり昔韓と見れば暫高麗人の書の
特徴あり徒印なりもありて正しきことを思はる
文言は左に奴ある譯にてのきの通りまで一読意
無味なり北文書に次きほん等の目を怡ぶし見
なるは定家なりの田中宣清の為めに新文を
和文に書き認めたる長き等有一筆なりこれ
ことに定家の筆の附け石とも見るべきことなり
文言は譯書短絵にも載せ得れども等有
のうなる味は其に甘々量も云ふ屋
等屋に三藐院の題絵あり信尹自身も
こんを珍としたるとなりしく現に題絵中不
思議の一軸也と賛称の語を減らしたれ

敬差經理朝鮮軍務都察院右僉
都御史楊　咨爾平秀吉
大明皇帝因朝鮮王代爾請封嘉
爾恭順不忍爾兩地之相戕傷
天和用遣使臣渡海
勅封爾秀吉為日本王爾得據
有名號雄長諸島自宜銜戴
皇恩韜戈脩德以樂爾餘年貽
慶爾幼子斯為永圖胡使臣甫
歸遽敢違制背盟以朝鮮禮文
為辭又復侵占釜山機張之間乎
今朝鮮赴告
皇帝震怒已逮譴使臣更置兵
部總督另設經畧經理興問
罪之師於海上爾度爾之力即抗
朝鮮且勝負難必若
天朝視蕞爾日本即爾六十六島中之
一島耳況爾既受王封已為臣屬臣
與君抗天理不容神明且殛之昨
年爾國地大動搖此其兆也尚不
安靜祈福而欲日尋干兵乎爾已
六十餘歲壽命幾何子未十齡孤
弱何恃聞各島之酋俱覘爾之
隙為復讐報怨之舉爾不鋪
兵綏衆安妥人情乃使悍將擁兵
于外且諸島內變蕭墻禍起即
清正諸將各思為王豈肯久居
爾下將來又豈肯居爾子之下者
以理勢論之爾不如速行罷兵修
好朝鮮憑藉
天朝之威靈默消諸島之脾睨
其前所乞
朝廷與爾處分者何事可明白
奏來
朝廷量包乾坤視爾與朝鮮皆
為臣子必無偏重爾如不自悔
禍任爾以數十萬百萬壓朝鮮在
大朝仁恩極溺義必討逆亦不遠
勤大兵但
勅馬步十萬薄釜山助朝鮮之順
福浙水兵十萬分兩道以樓船從
南海與爾秀吉見于烏沙蓋
且問山城君安在也爾其慎思
之
萬曆二十五年五月　十六日

七　經理朝鮮軍務楊鎬贈豊臣秀吉書　一通　伯爵　寺内正毅氏藏

豊臣秀吉明主の冊封を怒り、再征の師を起すや、當時朝鮮に派遣せられたる明將楊鎬書を秀吉に贈りて、再征の理由を問ひ、要求する所あらば、明かに告げ來るべし、明廷亦容納する所あらんとの旨を示したり本書即ち是れなり、之によりて見るも、兩國講和の交渉には、意志の疏通せざるものありしこと明かなるべし、末に萬曆二十五年とあるは、我が慶長二年(三一八年前)にして、即ち再征の年なり、五月の下「十六」の二字は、鎬の自筆ならん、この文書は、從來諸書の未だ採錄を經ざるものにて、征韓史料の闕を補ふに足るものとす、

第三室　平安時代鎌倉時代の史料及び古文書學資料

第一區（鎌倉時代に關するもの）

三八 京極定家筆田中宗清願文　一卷　　東京市　益田孝氏藏

この文書は、貞應二年十月（六九三年前）石清水八幡宮別當の所領支配を始とし十ヶ條の事について新願せる權別當田中宗清の願文の草案なり、京極定家の筆に係る、奥書に、

「時之權別當法印立願之事、雜假名所望之處、京極中納言卿定家承引之趣、不可思議之一軸也、是則可爲雄（近衛信尹）（花押）」

德山奇珍之其一者乎、

慶長十五年仲冬日

とあり、文中所々に加筆あるは宗清の自筆なり、宗清と定家との親交ありしことは、明月記に見えたれば、特に願文の草案を委囑したるものにして、また定家の文藻を窺ふに足る、

第二區（平安時代・鎌倉時代に關するもの）

三九 論語卷第七（子路篇（首缺）憲問篇）　一卷　　京都府　醍醐三寶院藏

本書奥書に云、

「文永五年閏正月六日、書寫之畢、（花押）

五月七日、移點了、」

東京帝室博物館

同七年後九月二日、重見合之移勘物等了

文永七年十二月十三日、以累家之說奉授三品羽林章閣畢、

主殿權助中原師秀

文永七年十二月廿八日、以累家之說奉授三品羽林章閣畢。

主殿權助中原師秀

この書は文永五年（六四八年前）主殿權助中原師秀の書寫するところにして、三位中將某卿に家の祕說を傳へたる正本なり、世に有名なる正平版論語に先つこと凡百年にして、論語の古寫本としては最も古きもの一なるべし、本文及び紙背に諸說を擧げ、本邦儒學の研究に必要なる材料なるのみならず、その假名遣に於て、乎古止點と假名とを混用せるも、また注意すべき點なりとす、

四〇 延喜式神名帳殘闕　一通　　大阪府　金剛寺藏

この殘闕は、延喜式卷第九神名帳の中、伊勢國多氣郡橫倉神社より尾張國葉栗郡十座並小に至る神名帳の古寫本なり、鎌倉時代のものなるべし、社名の上に「貞」「延」と注せるものあるは、蓋し貞觀延喜の二式に官社に列せられたるを示し、また「貞大」とあるは、貞觀式に大社に上せられしことを示せるものならん、今之を流布本の延喜式に對校するに、異同多きのみならず、間〻脫文を補ふに足るものあり、又旁訓にも、異體の假名文字あり、我が假名文字の變遷を徵すべきもの少からず、

四一 類聚國史第五　一卷　　京都府　田中俊清氏藏

附 類聚國史刊本（仙石本）一冊

本書は書寫の年月を詳にせずといへども、石清水檢校田中宗清（六七八年前卒す）の裏判あるを以て見れば、鎌倉時代中期のものならんか、類聚國史の古寫本としては、壬生家舊藏本と並び稱せらるゝものにし

て、往々仙石本等流布本の誤脫を補訂すべきものあり、例へば、賀茂大神の部にて、本書には貞觀四年及び五年の雨條完備せるも、仙石本には之を闕ぎ、また八幡大神の部にて、承和十年十月の條は、本書には完全せるも、仙石本には其前半を逸し、其後半は承和八年に混入せるが如き是なり、以て本書の價値を知るべし、

四二 祈雨日記　一卷　京都府　醍醐三寶院藏

淳和天皇天長元年(一〇九一年前)より、鳥羽天皇天永三年(?)(八〇三年前)まで、凡二百八十八年間に亘り、祈雨に關する記事を、國史日記等より抄錄せしものに係る、その後に承元五年(七〇四年前)の條あるは、蓋し本書を寫せし折書き加へしものなるべし、本書は、卷首に日本後紀の逸文を載せたるのみならず、既に殘闕せる天曆御記、李部王記等をはじめ、藤原時代の日記の記事を存し、殊に類聚國史卷百七十の闕文を補ふべきものあり、

四三 求兒抄　一冊　京都府　醍醐三寶院藏

眞言宗の求兒祈禱咒法を錄せるものなり、末に僧正觀賢の自筆あり、觀賢は、延喜二十一年、(九九五年前)初めて醍醐寺座主に任ぜられ、當時僧中の尤なるものなり、その筆蹟の弘法大師に似たる、また注意するに足る、

第三區（大鏡諸本の研究）

四四 大鏡古寫本並に諸家校合本　數種

大鏡の異同を校正して、編纂の材料に供せんが爲に、蒐集したる古寫本及び校合本左の如し、

第三室　第三區

應永古寫本大鏡　一名世繼物語　三冊　侯爵　徳川義親氏藏

本書は、元和二年徳川家康薨去の時、遺物をその子尾州藩祖義直に分與したる謂ゆる駿府御讓本二百十部の一にして、各本皆「御本」の朱印を捺せり、而して本書と同筆なる增鏡の奥書に「應永九年六月三日（五一四年前）うつしをはりぬ」とあり、本書も同時代の寫しなるべければ、現存せる大鏡中最古のものゝ一なるべし、

本書は之を流布本に對校するに、流布本の誤脫を補正すべきもの頗る多きのみならず、その裏書の文は、群書類從本大鏡裏書及び國史大系本大鏡陰書とは全く別にして、弘文天皇の卽位あらせられたるを證すべき西宮記の逸文を載せたるが如きは、尤も珍賞するに足る、

古寫本大鏡　三冊　東京市　黑川眞道氏藏

烏丸光廣書寫本大鏡　三冊　東京市　松井簡治氏藏

右二書も亦互に異同ありて、流布本の誤脫を補正すべきもの亦尠からず、

鴨社家本大鏡　三冊　東京市　谷森建男氏藏

本書は故谷森善臣氏が下鴨社司廉滿縣主本を底本と爲し、大慈光尼院本粘葉本を以て校したるものに係る、以上の外宮內省圖書寮本・慶長活字本・堀本・谷森善臣校定本・久米幹文校定本二本をも陳列す。

第四區（平安時代に關するもの）

四五 綜藝種智院式幷序　一卷　山形縣　上杉神社藏

綜藝種智院は、弘法大師が藤原三守と議し、唐の閭塾に倣ひ、三守の左京九條の宅を學館とし、儒道佛三教を學ばしめしところなり、式並に序は、大師の作にかゝり、その文集性靈集卷十に收められる、この一卷

大師の自筆と傳へらる、今之を流布本の性靈集と對照するに、文に出入異同あり、その果して大師の眞蹟なりや否やは、猶ほ研究を待つべしと雖も、亦以て最も圓熟せる大師風を窺ふに足るべきものとす、本書は本年三月二十五日國寶として指定せられたり、

四六 (一)觀心寺勘錄緣起資財帳 一 巻　大阪府　觀心寺藏

(二)後龜山天皇御奥書觀心寺緣起實錄帳寫 一 巻

(三)後小松天皇御奥書觀心寺緣起實錄帳寫 一 巻

(一)は、元慶七年（一〇三三年前）觀心寺の寺家より勘錄注進したるものにかゝり、天長二年創建以來堂舍・僧房・佛像・什寶及び莊園等に關する事柄を記して漏さず、當時本寺の盛大にして寺領の豐富なりしを知るを得べく、寺院史研究の資料として最も價値あるもの一なり、奥に觀心寺の三綱國守の連署、東寺長者僧正宗叡自筆の署判あり、明治三十二年八月一日國寶として指定せられたり、

(二)は、近江石山寺に所藏せしものを謄寫し、之に後龜山天皇が御證判を加へ給ひしものなり、「應永元年（五二二年前）十月十五日太上天皇禦成」とありて、南北合一後二年の宸筆にかゝる、天皇は觀心寺と深き緣因を有し給へるを以て、寺僧の請によりて親署を賜ひしものならん、後龜山天皇の宸翰は觀ること稀なれば、本書は最も貴重すべきものなり、

(三)は、後龜山天皇の御奥書ある緣起實錄帳の寫なり、卷末に太上天皇の御證判、應永二十年（五〇三年前）關白近衛經嗣の奥書あり、太上天皇は即ち後小松天皇なり、蓋し觀心寺が曩に後龜山天皇に請ひ奉りし例に倣ひ、上皇の御證判を請ひ奉りしものならん、

第五區（古文書學資料）

第三室　第四區　第五區

東京帝室博物館

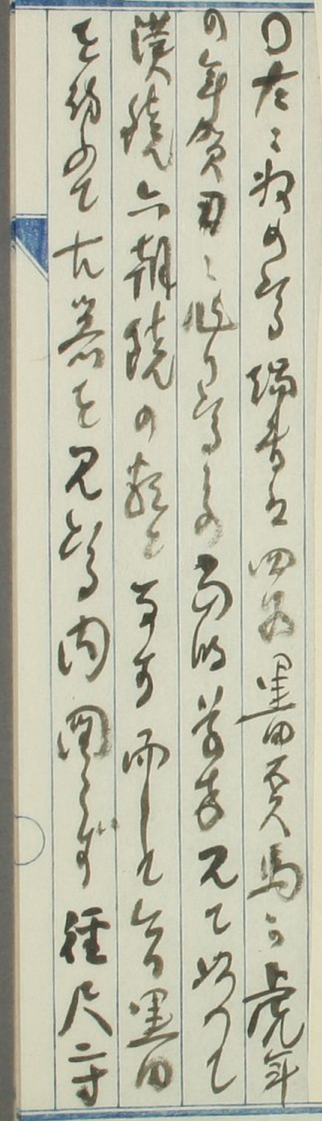

四七 後嵯峨院院宣 （白紙） 京都府 菊大路浪濃子氏藏

後伏見院院宣 （宿紙） 京都府 辻村豐德外四氏藏

院宣の用紙は、白紙なるを常とす、其宿紙なるは稀有の例なり、

四八 侍從某奉南朝綸旨 （宿紙） 大阪府 觀心寺藏

治部卿某奉南朝綸旨 （白紙） 同上

綸旨の用紙は、宿紙なるを常とす、其白紙なるは稀有の例なり、南朝從億の際にはまゝ白紙を用ゐたるものあり、

を出して示し且つ語る是れ皆な高級軍人の名
刺也四方津々行きたる三百万の軍守は途遠
首の結果を説する為の来りたる也と軍人
う増河の結果を説する結果を略す先ぶ
やの消息を覚ふ覚し
○夫人と勤治中法先は伯々随つて関西へ作
ひきし途次四方津々於て高橋伯の同地
お若々[illegible]なる北白川宮殿下の御子
息う聞くす伴東條所迫の呼外はあらせん
伯は遠うは御接拶御伯れお土産を上げる
と云ひんなる事しに及ぶ夫人異なるを
きましたるに早速は差上くべきものを二夫

しましたれるを上方のものの交らさんは如
るるかと存じ候に上方へ電報をかけて
物を知り寄せられを加へて差上ましたれ大
根おろこれはなりましたれ、其時紛けなき
殿下のおそなりしは大根の爺ぢい何かあげ
ると云ふたれ時は何んと差へたらよいの一寸困
つたハイと云ふと云ふたんだう難しいと笑へていや
しく思へやせぬかと気をもて何も返る
をせなうつたとお話しうありましたれ又おつ
きの人の話しは殿下は大根の爺は何の
きりたいものだ手帳ひかやろうか、志うし
大根は遠う不自由だから、山の木を断つ

て状をこゝろうてやろうといろ〳〵ゆふ人う
ゆりましたとまことに一の愛しなるし也
○道者は自分の力を義めた方面の諸国に付
逸話を少くも一具である此は金澤にも横山
章兄弟と参謀の西泉公平原村来吉う上京
したゝんを停車場に迎へ更に首相官邸に
付れ知るべきを横山侯二印と某様に託る
いろ〳〵道者中の話を交へた横山の京にて
五に道者切りうゝ迫るに造ひて敵を投票
を買ひてんとする頼子こうあるのでもなるに角袖
逃賀を前方の軍相者につけて敵を戒せしと
求めたけれども取るに高初干渉に手を捕

き辟易の打拍臆して石の要求に応ずること
ゞ出来ぬ其こゝぼで已むなく自衛の為めに二万
ひうりの懐中雪に洛を賭ひ入れ其者こん
を捕へて深夜二日宵に渡り徹宵市街の
辻くに立番して書しき人を監視した敵
手にこんを見て其らこそ干渉●と呼ばれ
ゆるに其忌者を角袖逃賀と誤解した
滑稽事うひある又道者の前夜敵手に
深夜市街各戸につきつ前に中府候補の
名刺を刺薬とする撒布した、我る変此方
よりも指図をした諸君もなるのに横山侯も
の何人うゝその撒き散らした名刺を一枚く

東京帝國大學

に臨み意得め其家に到り未だ幾ならずして直ちの
さるゝ事早く今晩兇祭之の祭を為すると
一般也 ●
○四月十二日高田学長宅に余塩原田中唯蔵
会一時より持ち出て学務上の後継者
のことに関し委細を聴かしむ
学校の前途につきての事一月余が塩内某
する高田の意見に於て理解をなしあるその論結と
する高田学長辞任と田中塩原余も隠
退して後進のために道を開くといふこと
を六月に到り実現せんとするの重要
な事件なる天明ことも論せり

退隠せんとの決心ありしが目下宗教天
明を学者と推すことと正しきを得ることとすれ
と云ふ同意の[illegible]も別納得し尚ほ現下
をめぐりてのことに於ては殊に宗にて余は塩
原と学長とする準備として理事中に加
入余も天明●の性癖を矯正する目的
を以て理事を継続すべしと高田塩内
のあまりなりし[illegible]もなかりし余ふとも高田
に説くにある自分も又甚だ退を
なすし塩原を理事とするまでに田中を
評事とし引き上げ理事となして高木
のためとなさしむべしといふことを以てせしなり

自分自身ゝ我とは高岡の下なるんバ兎も角も
学の出代りて其下に理るとなりて止まりたる
こと云ふ不本意なる元来理るとはふとの
事務あるものゝ如くして事務あるものゝ如く
ず天理を棄和するなどの役目は内実
肝要とは言れ実は其のみにて理る
となりたることまことなりたる役目なり
且ツ自分天理を職分理るすなんバ二年
ぜも三年ぜも其後進の路を基とこ
とまもなんバ田中の為めにも自らの引くが
よしと云ふ自分の本意にて高岡もこ
れは同意をなせしなり、相当塩津田中の

あへ理るとなりて天理の下に立つ上は遂に
に校是を変ずることもあるまのじく勿論
引退の事なんバ外に立つて監視すること
なんバ塩津の帰来の為めにも可なるんと此
なるは決して然るも暗に未来の心の中を釣
する田中穂積を始めすべき図合并略
背に着けて相当満足するやうなやうの関係
なりこれは我も高岡も苦痛し然れども
れるとおゝ方法もなきことなるんバ後日事
を重ずるは先ゝ高岡も田穂に来し
充分熟論し前後論ず於て先つ塩津
を着け給ふ役田穂に及ぶきまを

諭すのおもしと定まり高田ともに塩津田中
西人々勤し学校の時来につき決して退安
を許されたる内田経営を要するものなり
ゆゑ而して皆な積極的大活動を要す
それ等は就ては具体的方法を盡し学
長引退の場合維持員の候に附しん
落しとめ決定を要すとし出さん塩津田
中の西人も大願納得しなり高田学長の
引退は学校のこと業に一般一大打撃
すれ校理も或許の影響を[illegible]
あるも限らず併し学長現在下の他
原状態まで到底刷新に[illegible]

東京 東京 原製

完束なく往年高田辞任をとし出たる場
合余りは極力それを止め権を基づて残る
役へ残むべしとまかり[illegible]張しなるは拘らず
此場合は余ともも高田を止むること能
はず但此義をいしまして天皇の性癖が
終に折角築きあげたるものを崩壊貴
うとまふは望まつて塩津田中のぬき室の天
皇の五ハさるものを現るとしん添ゆるの
已むなきに沿革、こん編くは学の様を愛する
ものも出て勿論でんしの私情に出ずるなり
あらんか

四条殿内維持員に一名の欠員あり略

村瀬ナる一身上ニも名由の此維新ありて
之を論しも許せしある事あり奇しく二人の
調査を維新ありし生りしに於て維新資(固
有の代)の補充りしも盗用を貪げ、中島は
治印中村直通年日二名を推薦すること
之れ又内職を勢ろしく中村ら文治を妙ある
都尾、維新ある偶然各科ちを勤めある
を以て科長擦準まて中村中島を推薦方
針をとりたる也
日本長むし務て難職せしオ二の問題ハ後擦
分仕生の為る分ある伯の支親分排撥の為
め起りしものなれまハ悩める出来事ニ候

巡回をありて以て在席を避るべきもあるも
と吾を得巡遊の結果従って擦分を吾あるこ
勢力を認められるより巡流中奥堂の精忠
猿妃と合して蝟集せん三月愧ことと云ふこと
ある勤むる所のを伯と反けさんとするあり
り此分を伯を擁擁する文伯の親衛軍ある
る絶ちあり西北某あるがなるも伯を抑って小
さく寸る低ろるるもあるも且つ分を会
る七十餘人所も没ふしあることなくこれを
有続す所を糧とする行振りて行振りを
吾ふ他の反政なる團体となるも派
いか、あまる北場の出来事のなくんば全

却解散もしくはこれなる内徴の主題を
但し而例なるを各地ともに稽古のある情
堅保し一番解散することを定め国
難なるの情あり右これ如何ともいきしやと
云ふこれ到と云ふ事も有けれど先が大
合同を中央政界に於て策すると方り
動もすれば誤解を招く後援会を已に
先づ解くは順序なりと云ふを根本の
理由と[illegible]
のあるものなり[illegible]
ず於てこれを起すも如何なるかと云ふの
約地を存すべしと内徴しかりも敢へす

此安まを言はしたるが関西方面をとして
大阪に根拠すべしと内徴しなり
物は一日を経て大阪に来り到り北海を初め
山川平田真代諸氏と根拠を及びたるなり
大龍を存すきも解散するは何ぞ事も同
意せず結局に至るに大合同のを策する
いまは会の[illegible]活動を全く中止して
ある合同連近を幇助し合同の成功を
見る上にて解散することを決すべし
と云ふに幸ひ[illegible]
但し其西の意見も府和尾遊等に会
の関連するは不可なりと云ふの理由

北辺を余の意見と一致す

○在役中庚申数七方を得て図書を逸す
時々平にすべきとて幕井外の得有
六冊一函を出し来す
北行本芸者と出来 [illegible]の序あり又
菊池三渓[illegible]大島[illegible]北大[illegible]司
[illegible]重春の北書を花し終に整理
成甚のものを[illegible]す渡辺氏[illegible]堺浦の人
て図学を家学とするの人なり渡辺も
う北書を得たる如きを論ぜのようさん
とも行本を見たる[illegible]代の北外本幕
井氏に存したるものを一抵して獲得形

迹蔵の一ます而して此も陣をすべきを此
六冊の北外手行なるのみなりす前的諸
家の推賞各紙に縦横し其の評者三
十有四家に及ぶ[illegible]中に就て山陽の評語
二冊に渡り梁田蒙藤小井廣海寛[illegible]
[illegible]等[illegible]の[illegible]
目の筆跡をもつて[illegible]に於て此
も陣をすべき足る且つ北外の得の深刪
を経て[illegible]する経路もこれによりて
[illegible]故味あり余学寛的
代[illegible]の[illegible]を[illegible]
諸紀[illegible]此甚に[illegible]

[illegible]

第一巻

頼山陽　牧万峰　家長翁庵

[illegible]　[illegible]　奥[illegible]小山

第二巻

頼山陽　梁川星巌　和田[illegible]

大沼枕山

第三巻

篠崎小竹　家長翁庵　河田[illegible]

河原[illegible]　菊池[illegible]山　廣瀬淡窓

第四巻

河田[illegible]　頼三樹　廣瀬淡窓

遠山雲如　大槻[illegible]　中島[illegible]

森[illegible]　後藤春学　筱崎小竹

山中[illegible]　竺芷堂　江馬天江

第五巻

[illegible]　宮原節庵

第六巻

廣瀬淡窓　春濤　河田[illegible]

[illegible]

大三四年四月十五日浪華客舎に於て
録す

北六冊の学校（高校）名家の筆蹟を夜する
の前を以て関西新橋百五十四に夏便
ありさいと馬若お橋と習ふ所を見し而
しも之れを雑のことの亦別に庶馬若に
るを免れざる歟何と

○四月十六日大阪より陶家の金（次京都とる）き
恰も大丸呉服店に陳列中に徳川時代（ね）
女用伝に業する別当を観る（東西五家偶く
京都に出り同説）衣服の内おもしろく覚く
なるは紙子の丹前（ね）の衿市胸市と称す

この意味は遊女の用ひなるさし今し遊女の紋
なる今を二種二枚折屋風に張りなるもの（ね）
女の墨蹟まりて墨蹟中まれ睡眠少保に
載せなるものも数点見受けなる又（ね）其紫烈
に絞纈のおもしろきものを用ひなるの二三点
なり図書部数の内にも珍雅と思ひ出さ
数点なりけり元来大丸に新る俗しを初
めなりは余の勤誘に出て居るまで先頃（ね）
の陳下村主人を京都図書館に湯浅生印
に引合わせ海別の巻譲を多数ありしことあ
り北の海別は湯浅の雑旋に係りこの也
○花槻花村と何の内織ひもなるこの頃に旅

後援會の今後

大隈伯後援會の市島謙吉氏は十四日大阪に至れるが其の車中談に曰く（大津電話）

大隈伯後援會は單に伯の與黨を一人でも多くすると云ふのが本旨であつたから何黨何派に拘らず政府與黨の候補者に夫れ〳〵應援の勞を取つて來たので結局現在代議士中百五六十人までは後援會の援助に依つた人人である加之金澤市の橫山氏を始め他黨の勢力ではどうしても敵黨の勢力を打破する事の出來ぬ地方に向つて後援會が候補者を推し見事に打克つて居るのも少くない併し既に議席を得た人に對しては院外のものが如何に熱烈しても何等の影響を及ぼす事の出來ないのは吾々の嘗て經驗した事である又政府の與黨を豫想以外に多く選出した以上後援會存在の必要もなく又此の上政黨政社にあらざる後援會が今秋の府縣會議員の改選にまで重ねて關係するが如き事あらば吾々が政黨を組織するかのやうなる誤解を招く虞もある東京の後援會は最早解散する事になつて居る併し九州其他の地方には東京以上に熱心なのがあるので東京同樣に解散するかは疑はれる吾々は飽く迄虛心坦懷に大隈伯の政治を扶けたいと熱望して居ると同時に單に後援會だけが伯を我物顏に振舞ひたくはない政府與黨全體の首領として伯を立たせたくそれには與黨の大合同を行ひ名實共に伯を推戴したいのである伯としても今後何時までも政權に喰り附かれる意向でもないらしい憲政の基礎確立し適當なる後繼者の現はれるのを待つて勇退せられたい希望のやうに思ふ又今日までは全然世間の同情は伯に集中して來たが今日以後は左樣は行かぬ反對もある嫉妬もある樞密院も貴族院も將來西の新聞紙も今後は政府の是を是とし非を非とするに躊躇せないから政府與一致して政局に當り善政の伴侶たる勞々與黨の大合同を切望し同志會では反對ではないが用心深い人で創立以來種々のてやつと是れ丈けに澤附けてに雜然たる新分子を包容するあるやうに見ゆ中正會は領袖株を表し居れるも大合同の實を張り輿論の大なる後援に依るより外道がない云々

後援會存續問題

後援會長市島謙吉氏は十四日朝來阪し同夜

北區眞砂町彌生に於て當地後援會幹事等と會見後援會の今後に就き熟議する所ありしが大阪後援會の今後に仕ては當地も勿論中に或は此際斷然解散すべしとも云ひ或は本會設立の趣旨が單に總選擧に活動するに止まらず今後共隈伯をして善政を布かしむる爲伯に聲援せんと云ふにある以上今後尙存續する必要ありと主唱し居れるが何れ一兩日中に幹部會を開き協議すべしと尙市島氏は十五日中歸阪し同夜歸京の筈

●若槻藏相を訪ふ

市嶋後援會長と語る

若槻藏相は十四日午前八時青木秘書官を隨へ大阪驛に下車した、記者は米原驛より同車したが藏相は未だ起き出でず、喫烟室でボカンと待合せて居ると大隈後援會長市嶋謙吉君の姿をチラと見掛けたので早速引張込む、

市嶋氏は與黨の勝利に大ニコ〳〵で『御蔭樣で意外の大勝利を得ました、之も皆私の大阪に行くのもその御禮のためです、喫烟室でボカンと待合せて居ると新聞紙の後援が與つて力があるので、

表情をする、氏は更に語を繼いで『後援會の希望としては伯を大政方に依つては俄にさうもならぬ事情もあるらしいが、私は後援會の活動は之で打切りにしたいと思ふ、と云ふのは後援會の名義で議會に送られた議員が三十名許りあるから後援會を此儘存續すると時は伯も是等の議員に對して特別の親みを持つ樣になるは人情であるから、之が爲に中正會や同志會から面白からぬ感情を以て見られては合同の障害となるからだ、畢竟伯の長所は政派の如何を問はず大風呂敷で引包むにあるので、我々も伯を三十名の少數議員の親分と思はせたくないのである、のみならず實際後援會と云ふ樣な主張の明かでない政治的團體が何時迄も存在して居るのは政治上より見ても宜しくないし、二十餘年間

す、日本で新聞の勢力を最も能く理解して居るのは早稻田伯の右に出づるものはない』と御世辭たらくだ。「伯も一世一代の大法螺を吹き當てお得意さ加減が想はれます」と話し掛くれば『全く其通り餘り伯の鼻息が荒ら過ぎるので我々は却て心配して居る、若し要らぬ惡まれ口を叩いて世間の反感を買つては詰らぬから伯には精々注意を願つて居ますがネ』と小首を傾け困つたものだといふ

させたいと思つて居るので、先達來高田博士等と共に政府與黨の首領株を歷訪したやうな次第だがナカ〳〵大合同が行はれさうもない併し我々は決して絕望して居らぬ、何人も主義と信條が何時迄も存在して居るのは政治上からぬ内に我々の希望も遂げ得らるものと樂觀して居る、ソコで此大合同の機運を促進する爲には後援會の看板を下して了ふ方が得策であらうと考へる、地

東條順藏

も政界から隱居せる我々には面倒で堪らぬから早く逃け出したいといふズルイ考へもあるのです』と呵々と笑ふ

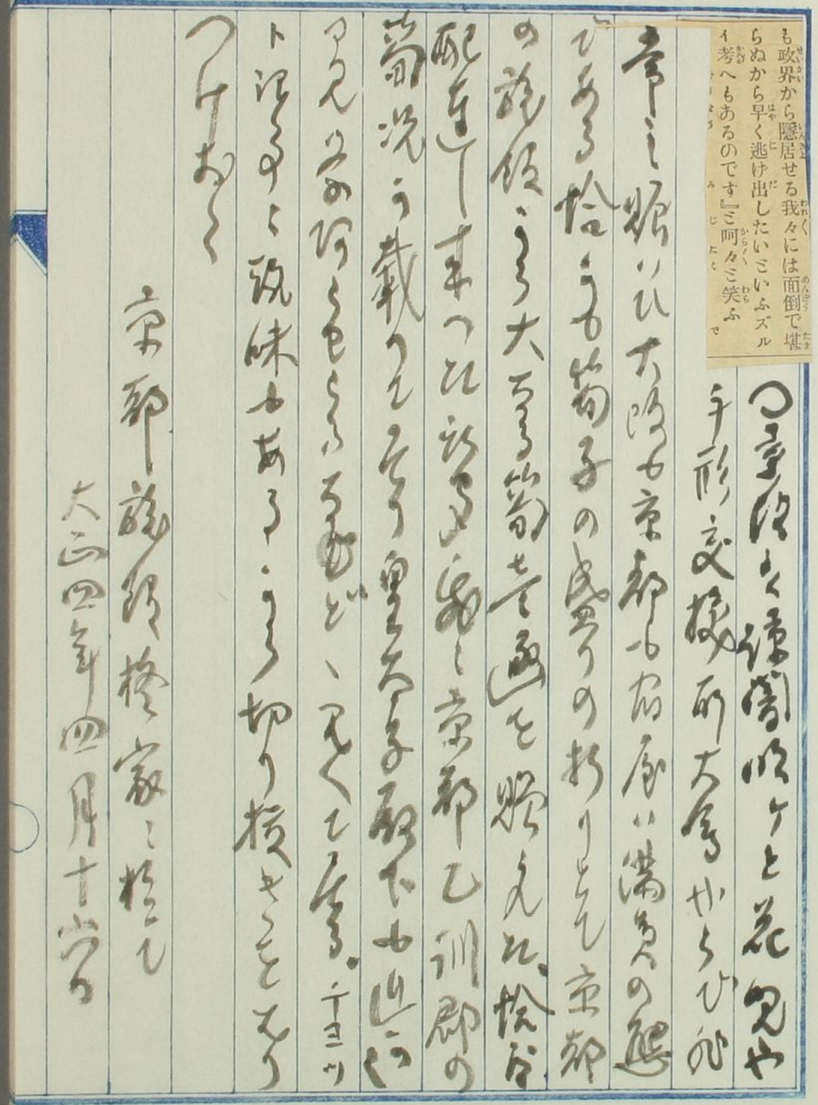

大正四年四月十日

○四月廿三日　前日来久しく当局者と抗議を醸らし続て会々長を辞することに決して此旨を申し認許を得たり、会を脱して事務員也と其日き党分政治的運動を中止する事に内定したり。全体自分も総選挙完了までを條件として気の進まぬことを止むなく会長を諾したのに政治的気味も脱もとより其の為に長く当ることも気の毒に論無いのである。選挙のすんだ後早く辞意を漏らしたのは公務のある所以まで持続し一昨年来此会長を継ぐ與党の大会開日を控へして只それのところも行かれなきも

●光榮ある竹林

▲皇太子殿下には行啓日程を御變更あつて乙訓郡の竹林を始め筍掘りの實況を御見學のことになつた、多分竹林へは十九日行啓のことに定めさせられるだらうと云ふ

▲此機會に乙訓郡の竹の京都府下に於ける地位を一瞥しやう、近來府下に生産の筍は二百四十五萬九千百三十九貫、三十三萬四千六百三十圓に上つて居り、竹は一千七萬四千八百七十九束、萬九千五圓を算する、此中乙訓一郡に産する筍は百三萬三千七百六十八貫、十一萬八千六百四十一圓、竹は七萬二千八百三十三束、萬六千八百三十九圓に上つて居る、即ち筍で府下總産額の殆ど半分を乙訓郡の産が占めて居る、竹でも其約三分の一は乙訓郡の産のものが占めて居る

▲既に斯う量に於て竹の京都府を代表する乙訓郡は其管内に生産する各種の竹總てが又良質且長大の點に於て優秀なることを認められて居る、其所で京都府は去る明治三十九年本郡向日町大字物集女字六町四段九畝二十八歩の模範竹林を此處に設定した

▲此處は現に苦竹、淡竹、黒竹、孟宗竹、三十餘種類が整然と部分林を形成し其全部は叙上の六町四段餘に範を當業者に示すが主要な目的で收入を目的にするものではないが夫でも竹林やら竹の間伐收入やら近時筍のアテにする筍

▲竹林は年々三四千圓を生出して居るが此竹林は昨今孟宗の筍がニョキ〳〵と頭を擡げ大分長く伸びたもある

▲記錄によると天正十二年豐臣秀吉が河川堤防保護の爲め木津、宇治諸川の沿岸に植ゑたが府下に竹を見る最初で降つて靈元帝の寛文六年竹林に肥料を施し其他の一般作物同樣集約的の取扱ひを始めたものだといふ

▲乙訓の竹は其性質上第一に砂壌を混じた地に能く生育するので乙訓郡は概ね斯様な土質を帯びて居る、故に乙訓の竹は日本一と云はれる、而して同郡の竹は京都府を代表し京都府の竹は日本を代表して居るべきものだ、其使途は主に酒樽の籠に充てられる

▲此くて乙訓郡の竹林は台覧の光榮に浴することになつたのである

○後援會今昔の談話

市島會長の態度

右の如く言ひ放つて見ると命ましたれば誠負
の行動を誇手で居る、内実事始末まで言
まして裏面にも操縦して居るなど、云ふ噂
まれも通けれ、釣掛の線が得るから後援
会々長の任務を実早遅夏と云ふ
つれ掛のものである、大合同を策すると云
ふことも同志の内部の事情と云ふや
貴族院に飼ひ政黨の太いのを難しい
ことを集構して遊山の氣味にあるから
こんな突然に掛けるなどぬことも略々てこうつ
て居る、コンな平倉塩梅がある事行掛
り上会長の位地に居ってる黒のみを

受けて結局ぬける様なるこういつのことの
ようなことなれば、今の氣の説の集
を事をぬる所に種々の目論見をや
り自分をこまらせることもあるなれば
あまり行掛りをこまらせると後に業をくつ
てぬるものに成り行くに通いたるに、苦く
遅の者に小切を相違てたとえ云ふを最後に
退くに若くずとなりして十数日前先づ
伯に敬し寝長を洩らし其の前
所辞任をし出れ但し又るのあれば再起
ぬしかしも辞せずとそこを以つて辞任
をし出たるを伯も快よく首張さんに

のひ初めて重者を卸し以後の執ぐのすゝ
ゆる

葉りの序に大会同を策し此仕末を略記
しつゝてん選者の終つて十数日ゆゑ
中正会の尾崎（行雄）は高田を紛々
て絵授会よりも出比織人を中正会へ入
会たしむることは出来ぬことを交渉に
及んだのゝ若論じある高田の其際の
挨拶に、今の急は伯を首領に戴き
大政堂を収まる在り人のことをもつて政
界に在つて何るものなれの人はこんはよも
ふ同意は何るまじ（尾崎ふ同意なり）

東京棟原製

とはふ（これはしてはは才一大限任を総裁と
すんば副総裁はかゝる男を推さいらを
恃ぬ君は副総裁などの位地に恵はし
ることあらはは纏まらぬうぬ男は尚
ふ尾崎のそのうはかゝるは隠居ふこうき
男なれども之れを戴くこと決して異存
なしとも中正会中は自分を副総
裁にとて強するこの何るべし併しこ
れは自分より慰すべしとはふ高田は
尾崎を慰めて政府の実権は働ら
きかるこのは明すくは人の事れのるの
せかしく屈して時機を待つ時は

お寺新に北へ[illegible]を決しうたし何れ幹部
中の幹部と今年萬と現職を遂げ得上
は道義所すべしと云ふ高田氏に余り交
々今の様を外して大会同を為すの時な
きましを得ずうべし且ゆいろくの行違を
生ずる霊雲も何れは今の場合同志人なる後
接合[illegible]の[illegible]誠久に難し[illegible]
引する運動を焦まれ[illegible]石も中正会に
も同様のこと[illegible]を為すべしとそふことを述べ
て立別れ
其の顛末を伯に報じ[illegible]高田氏と自働車
を起り本部に尾崎司法大臣を訪ひて[illegible]

と今見の次第を報し尾崎も同志会の決答
を待つことなりとて立別れ得
其後同志会に高幹部の[illegible]を[illegible]
きなる結果[illegible]とて[illegible]
要を
大隈伯を堂首に推すことに[illegible]出家者
銘々[illegible]も異論なし但此同志会は一重
として歴史も[illegible]地方に[illegible]おのづから
[illegible]の[illegible]所も[illegible]今直[illegible]
[illegible]解[illegible]大会同を為すことに
事実行れ難し保し可成大会同を
速進することに努力する一事に就てもて

伯の打続人にしたんことを庶或すこんの為
めまも伯を一ぢぢ各異の事を会えしも其堂首
とうれ其下にかゝ様を拒くて董陶の上偕
伯を打続する[redacted]人なるものことを難
すと論し又伯も飽きもちく朝に立ちたる
まゝ不可也終りを令くたるまゝ時的
朝は自分退ゆるを方賞罰に依て取と余
等こうれ心 ゆりせさることを思ひ切つた云
ふ伯も[redacted]を諒とたるん大発のうるを待
て出来ねべくんば隠退すん心より自分の
有終の美と意改ゑ終の美を今ゝ一
改しそうとすると打解けて語るが様に

就ても伯にも程々話論たるんえ忍に話判
らしいうとする伯は如何の為の常
に乗院につとゑうんなりしく骨の折れる
ことなど語る、えゑの大政事を思いさる
こと又同志為を先心さること、内客に初の
ものも政意を寄せたるは井上にして山縣は
政意を取てるまゝあるを今ゝ井上に由義
なくせられなること、都築に大使となる
所にさりし不平しらも山縣に向ひて外交の
悪話を山縣に説明きたること、原敬など
に外交に気態ある故思ひたるは都築
の入んだ思ひたること、政友会意のの大敗

其祖に当るべきものとすと訓誨を與へて手づ
うち大方を與つゝうん終りて三藏の様を爲
けて國の為祝福さんに光中東郷ある旗味
即ち首和と横綱の爲迎光中東郷ある旗
味をかえくなり
○四月廿六日大松閣に後援會常任委員を
會して結服の會議を報告し余の甘會長
辞任のことを書きます、こんなて余の居間上の
重擔も漸く卸し得て轉に爽快を感ず
給選者に就て會の費す所二万八千七百
円當會以来の支出給額は三萬八万餘
円也中に就て趣説費尤も巨額なり此の

費目のおゝ殊勝を切り上くるは尚ほ千円を
要すべし而うも尚僅に五千円に剩餘あ
り之れは予機に預け入れ而の内の田に供す
○長選者のめきしあるを要する理由
：會計如經家を試せず此の若干
を剩し得たるは政らしきの也田右は會の
收支に係り純に候補者に大限家に通計給
し給金額は約五萬円に上らんとう十萬
に充たる量を以て注ずれるのめきし大理由
を試み大勢を動し得たるは僅本に兼
にして謂ふべし安直と謂ふを得べき歟
○實業家の職に於ける事を生じ投長天

自大正3年12月25日至大正4年4月20日ニ支出一覧

項目	金額		摘要
遊説費	11,838	570	旅費蓄音器音譜等
印刷費	4,062	575	筆耕料ヲモ含ム
通信費	2,297	865	郵便電信電話小包等
支部補助	4,847	500	
報酬手当	1,258	000	
接待費	2,939	540	會議費大會費招待費謝礼
雑費	521	715	筆墨残炭茶瓦斯電燈弁当等
車賃	239	750	電車自動車並ニ寄送車賃ヲモ含ム
備品家賃	739	270	卓子椅子電話器其他用具一式
計	28,744	785	
大正3年12月24日ニデノ支出額			
計	2,145	275	
合計	30,890	060	

唯々なるを之れを電現する能はず早大なる人を老
り気勝ぐ志めなる結果天理の性癖の死らし
めし電と判り天理をして高田に代わり早大学
長たらしむ一のうさること金に吹噤とす高中
の高田一たれは天理に譲らんと内決し六月に
至り着意せんとまず自内実理に入りし
に北の頼持して高田も云しく気望し此頃
坂内と金を内意を云へし譲れに譲まれ危
険なり一旦決し行ること再議を要すアルを
到底ぬ所死を生ずる（のうさること難思す
（大正四年四月廿六日朝報）
○皆大講堂に於て田原の進呼号を受く

未二人お続人高等教科学を教職員を
命し終りて旅宋頃出発に宴会をつめくく
評議員教職員様々八九十名参会、金と高
田首長早速教正雷講堂に於て交に出続
講説を為す金の講説の要領を左の等
報告するのみ

以下全て

白　紙